

経営コンサルタント事務所 ダイナミックビジネスブレイン株式会社 資料

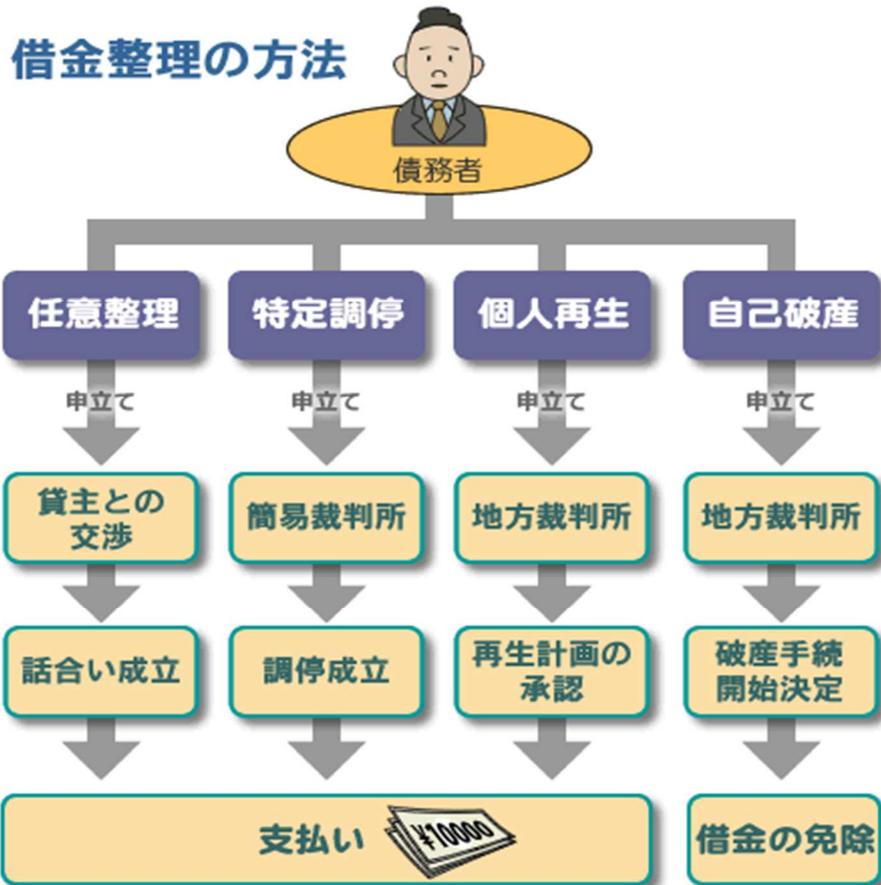
資料名	借入金整理の方法		
資料番号	R01.06.05-2.0	法人融資の種類を解説	
NOTICE	作成日	2016.01.05	
	最終改定日	2019.06.05	
	文書区分	一般公開	

(文書区分)一般公開、Web 会員公開、契約先公開 契約先専用 一般非公開

1. はじめに

借金を整理するには、幾つかの方法があります。どの方法を選ぶかは、借金の総額や債務者の事情などによります。

■ 借金整理の手続きの流れ(概要)



■ 困窮の度合いによる選択



■ それぞれの方法のちがいと特徴

借金整理方法	特徴
任意整理	任意整理は話し合いにより借金を整理する方法ですので、比較的借金の総額が少ない場合に行ないます。 連帯保証人がいる場合や、借手と貸手の双方に友人関係など何らかの事情がある場合、破産者になりたくない場合※、自己破産で免責がえられない場合などにこの方法をとるとよいでしょう。 (※ 株式会社の取締役、弁護士、税理士などは欠格事由で退職になります)
特定調停	特定調停の申立てができるのは特定債務者です。特定債務者とは、金銭債務を負っていて経済的に破産するおそれのある人です。特定調停はあくまで双方の話し合いによる特例の調停ですから、話し合いがつかなければ問題解決ができません。一定の返済をすることが前提となり、まったく返済の目処が立たないという場合には話し合いで合意できる見込みはないので、この方法はとれません。
個人再生	個人再生には「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」とがあり、それぞれ申立てのできる度合いの要件が定められています。再生計画案を提出して、それが認可されれば、計画案のとおり返済し、残りの債務は免除されます。 将来の収入が見込めない人や借金総額が5000万円を超える人などは、この手続きをとれません。 自己破産とは違い、個人再生手続きでは住宅をもなくすことはありません。
自己破産	支払不能の状況にある人が破産宣告を受けて破産者になり、その後の手続きで免責を受け、借金を免除してもらう手続きが自己破産です。「差押え禁止財産」以外の財産は失うことになり、免責後は借金はないが財産もないという状態からの再出発となります。

借金整理法	任意整理	特定調停	個人再生	自己破産
申立要件	特になし	支払不能のおそれ	支払不能のおそれ	支払不能
申立先	裁判外手続き	簡易裁判所	地方裁判所	地方裁判所
法的性格	和解合意	調停	裁判所の決定	裁判所の決定
成立要件	各債権者との合意	各債権者との合意	債権者過半数の同意 (注)	
整理の結果	利息制限法＋将来利息カット	利息制限法＋将来利息カット	5分の1以上の弁済	支払義務免除
根拠となる法律	民法利息制限法 出資法	特定調停法 民事調停法	民事再生法	破産法

(注)給与所得者不要

## 2. 任意整理

### ■ 任意整理とは

任意整理とは、法律専門家が法律の下、各債権者(金融業者)と和解交渉をして、利息制限法又は出資法に基づき再計算し直し、過払金充当減額(払い過ぎた利息を元金に充当し残金を減額)・債務不存在確認(払い過ぎた利息を換算すると既に債務が無い)・過払金返還請求(払い過ぎた利息を全額返してもらう)・不当利得返還請求(出資法以上の違法支払を全額返してもらう)等の法的手段を用い負担を軽減させ、正当な残債が存在する場合は、無利息にて少額の長期返済を、若しくは更なる大幅な残金の減額を考慮する短期返済等の、無理のない返済を目的とした合意和解による債務整理。

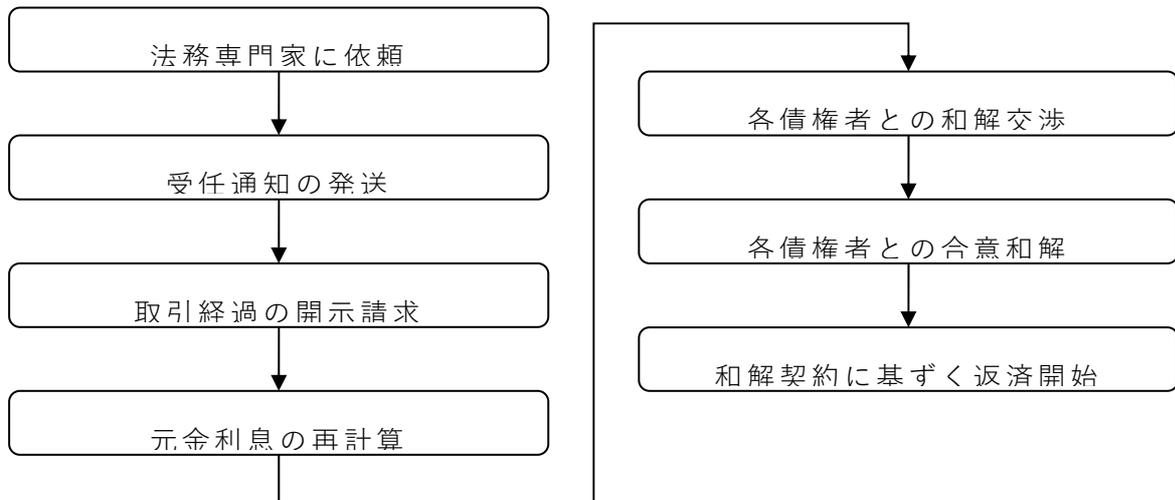
### ■ 任意整理の主要条件

返済の意志がある事

### ■ 任意整理の最大注意点】

依頼する法律家の債務整理に関する知識や経験や方針等によっては、債権者側に有利な交渉や和解、時には和解不成立等が起こる

### ■ 任意整理の手順



### 3. 特定調停

#### ■ 特定調停とは

特定調停とは、債権者(金融業者)を管轄する簡易裁判所の下、調停委員会が各債権者と債務者の仲介に入り和解協議して、利息制限法又は出資法に基づき再計算し直し、過払金充当減額(払い過ぎた利息を元金に充当し残金を減額)・債務不存在確認(払い過ぎた利息を換算すると既に債務が無い)・過払金返還請求(払い過ぎた利息を全額返してもらう)・不当利得返還請求(出資法以上の違法支払を全額返してもらう)等の法的手段を用い負担を軽減させ、支払義務のある債務に対しては、3年間(最長5年)を目処に無利息にて支払計画を立て、余裕のある分割返済を目的とした協議和解による債務整理。

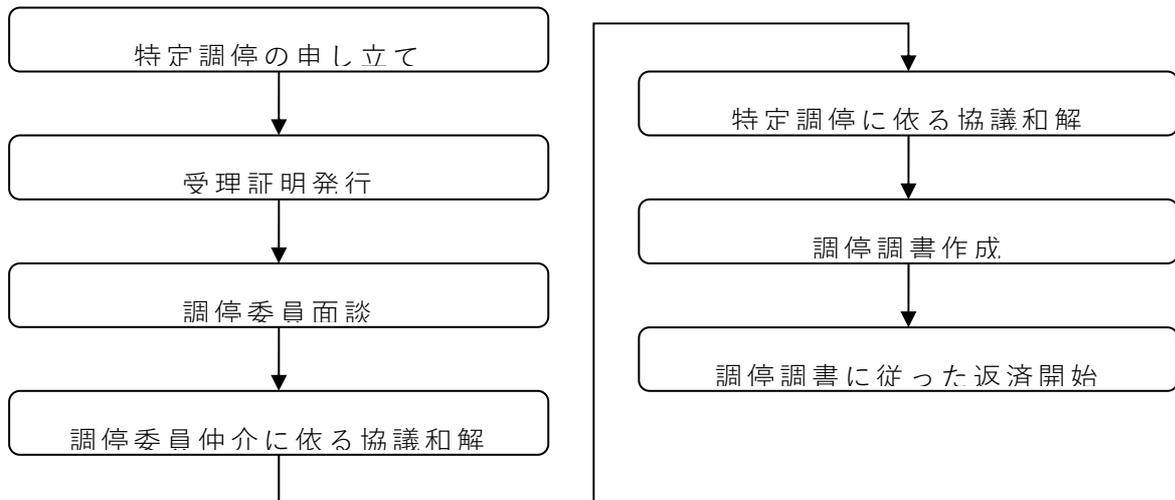
#### ■ 特定調停の主要条件

確定債務に対し3年間(最長5年)を目処に延滞・滞納等の可能性が無い返済計画が立てられる事

#### ■ 特定調停の最大注意点

決定時に作成する調停調書は確定判決と同等の効力があり返済を滞納すると強制執行(差し押さえ)を容易に行う事ができる

#### ■ 特定調停の手順



#### 4. 民事再生

##### ■ 民事再生とは

民事再生とは、債務者の管轄の地方裁判所に申し立てをして、住宅ローンに関する特則により、自宅等の所有不動産物件を保守しながら、住宅ローン以外の債務を、小規模個人再生（個人事業主用）又は給与所得者等再生（給与所得者用）のいずれかの方法で、負債総額の20%（但し100万円以上～300万円以下）を3年間（最長5年）にわたり弁済してゆき、更に住宅資金貸付債権に関する特則を行使する事で、住宅ローン自体も最長10年支払期間を延長する事ができ、財産等を失う事無く債務の大幅な圧縮をして、3ヶ月に1回以上のゆとりある分割返済を目的とした債務整理。

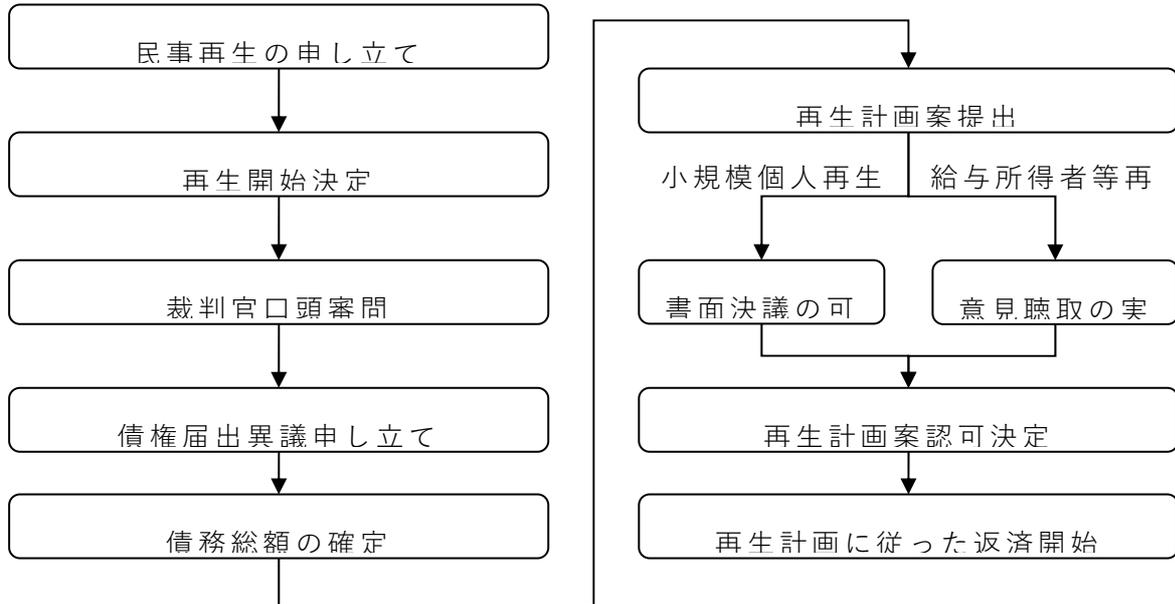
##### ■ 民事再生の主要条件

住宅ローン等を除く無担保債務総額が5,000万円以下で、将来において継続的、又は断続的に収入を得る見込みがある事

##### ■ 民事再生の最大注意点

小規模個人再生については、書面決議で債権者数・債権総額の50%以上の異議があった場合可決されず、債務は圧縮されない

##### ■ 民事再生の手順



## 5. 自己破産

### ■ 自己破産とは

自己破産とは、債務者の管轄の地方裁判所に申し立てをして、多重債務超過に陥り支払不能状態、若しくは極めて返済が困難な状況にある個人・法人の債務者を、同時廃止（財産が無い債務者）、又は異時廃止（財産が有る債務者）により生活最低必需基準資産（住宅ローンの残債額が適正評価値を大幅に上回る不動産物件・適正評価値が20万円未満の自動車類・有価証券類・保険金類・退職金類・預貯金類・及び生活必需品等）を除く財産を放棄する事と引き換えに、免責を受け全ての負債を帳消し（ゼロ）にして救済し、生活再建の機会を与える債務整理。

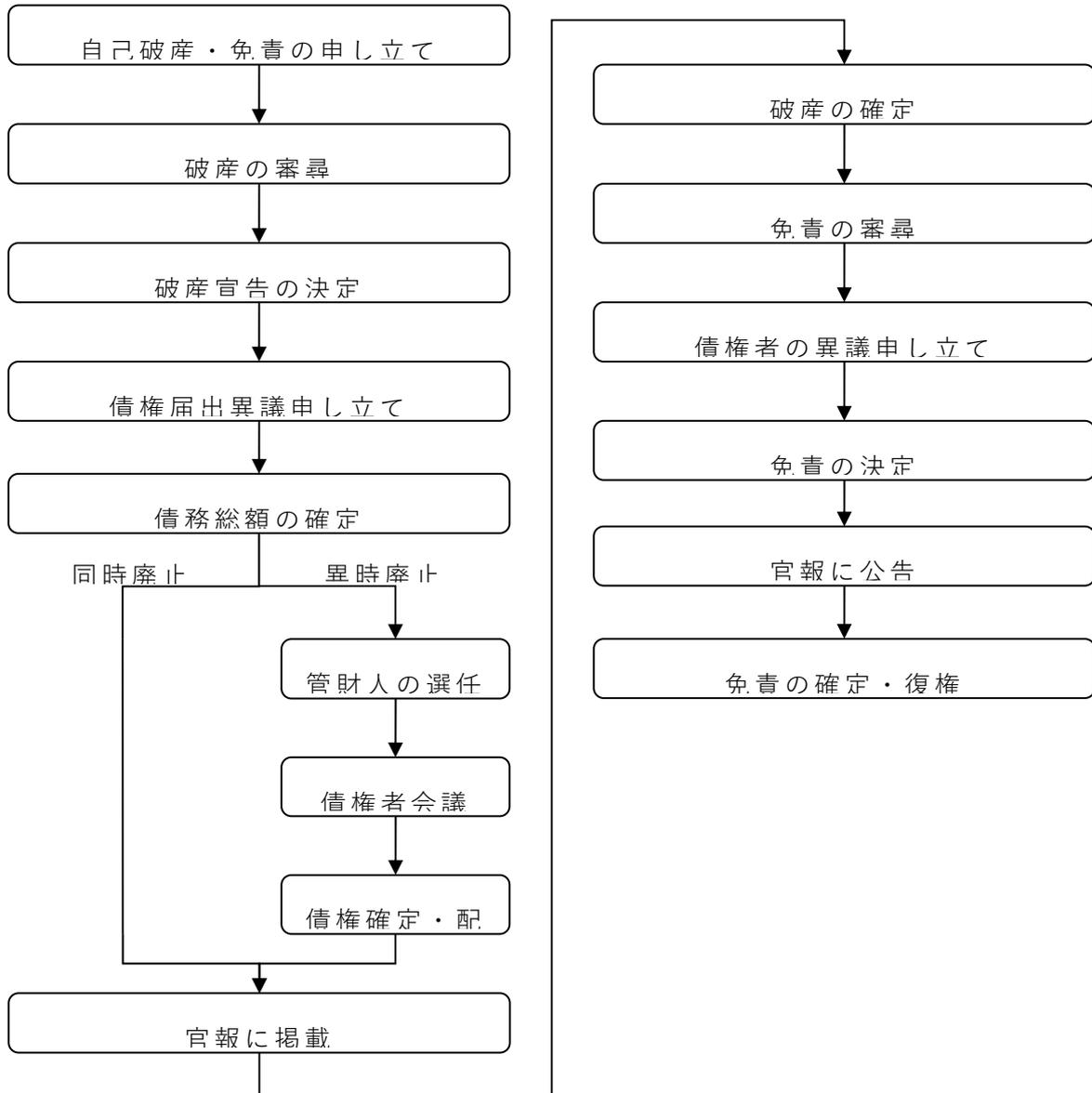
### ■ 自己破産の主要条件

過去7年以内の間に免責を受けた経歴が無く、債務の主な原因が浪費・賭博・射倖行為等ではない事。

### ■ 自己破産の最大注意点

破産の確定後、免責不許可事由により免責が決定しない場合、債務は消滅せず、破産者としての不利益のみが残り続ける

### ■ 自己破産の手順



## 6. 失敗しない債務整理

現在、個人が行える主な借金の整理手段は 4 種類です。これらの手段をその人がおかれた状況とその人がどうしたいのかという希望を考慮して判断します。本来は生活環境や収入出費等の詳細な状況を十分に把握したうえで最良の手段を検討するのですが、残念なことに実際はそうでない場合も数多く見受けられます。

### ■ 特定調停 VS 任意整理

特定調停と任意整理。費用だけを比べてみれば、圧倒的に特定調停の方が安くできるので、特に経済的に苦しい方が選択することが多い様です。しかし、本当に費用が安いからといって、最終的に特定調停が任意整理よりも金銭的な負担を多く緩和できるのでしょうか。実際にご相談に来る方々の中には、以前に特定調停をおこない、特定調停で交わした決まりに基づき現在支払い

進行中ですが、もう支払いが苦しい、生活的に限界を感じる等の様な声が非常に多いのです。

- ① 長期間の取引があるにもかかわらず、過払い金の返還を受ける機会を失ってしまったケース。
- ② 大幅な減額を期待していたところ、予定より元金が残ってしまうケース。
- ③ 分割回数の希望が通らず、結局毎月の支払い額が今までとあまり変わらないケース。

これらの誤算が無理な弁済計画へとつながってゆく。目先の費用の安さだけにとらわれずに、最初の費用から支払い終える最後までを総合的に考えた場合、自分が金銭的に最も得をするのはどの手段なのかを考えることが、現実的にあなたが一番楽になれる方法でもあるのです。

#### ■ 借り換え VS 任意整理

借り換えは債務整理ではありません。借り換えをすれば支払いが格段に楽になり完済までを視野にいれられるはずですが、しかし借り換えをしたがゆえに苦しくなるケースが多々あります。前提として、借り換えは望む人すべてが出来るわけではなく、金融業界における消費者信用が一定以上の方以外は難しいでしょう。

借り換えができた場合、複数の金融業者が一ヶ所にまとまり、利息も多少安くなり希望どおりの状態になったかのように思えますが、今までの元金と利息の合計額がこれからの元金になりますので、総借入額は増額になります。これにより支払い先は一ヶ所になったが、毎月の支払額はあまり変わらない現象がおきてしまうのです。

借り換えの際に最も慎重にならなくてはいけないのが、今まで長期間の取引があり、利息制限法による引き直しの計算をすれば大幅な減額、または過払いが発生する状態だとしても、借り換え後は最初からの取引になるので、途中で支払いが苦しくなって債務整理に移行したとしても、本来引ける金額が引けない、返ってくる金額が返ってこない等の事が起こってしまうのです。どちらが最良の手段かは、その人によって違いますが、よく先の事まで考えて間違いのない方法を選びましょう。

#### ■ 債務整理の取り組み

債務整理に漠然とした不安を抱かれている方は少なくありません。約束どおりに返済できないことに対する負い目を感じ、整理に踏み切れない方も多いです。病気や事故に見舞われた方、会社の倒産などやむにやまれぬ事情で収入が激減した方、給料が思ったように伸びなかったなど様々なケースがあります。しかし、どのような事情があろうとも返済できないことは肯定すべきことではありません。特に支出をコントロールできなかった方は大いに反省すべきです。

しかし一度の不運、失敗に何十年も苦しめられ、やがて家族まで巻き込まれてしまうのは不釣り合いな制裁です。そのような状況から抜け出す法的手段が債務整理です。

具体的には、専門家が高金利を設定している業者に対し金利の計算し直しを求め返済額を減らしたり、場合によっては払いすぎたお金を取り戻したりということを行います。もちろん、ご自身で債務整理をする方法もありますが、あなたが交渉をする相手はプロですし、契約をした本人ですから、非常に分が悪いことは言うまでもありません。

#### ■ ご家族の借金救出

配偶者、お子さん、ご両親、恋人など身近な方が借金の返済に困っていることを知り、心配されている方も少なくないでしょう。当然、ご家族としては何とか手助けをとお考えになりますね。そして、

まず考えつくのが代わりに返済してあげるといことでしょうか。果たして、これで無事借金地獄から抜け出せるのでしょうか？残念ながら、大変難しいと言わざるを得ません。ご家族が代わりに一括返済された場合、高い割合で再びより大きな借金を作ってしまうケースが後を絶ちません。何故でしょうか？そこにはこんな仕掛けがあります。

家族などに用立ててもらい一括返済する。

↓

金融機関は一括返済をした債務者を優良顧客と判断する。

↓

優良顧客(元債務者)に対し、以前より貸付限度額を高く設定し、貸付の勧誘をする。

↓

元債務者はまたつい手を出してしまう。最初の借金より金額は確実に増えている。

これではいつまで経っても終わりません。借金の肩代わりが如何に危険なことかおわかりになるでしょう。それではどうしたら、借金と縁を切らせることができるのでしょうか？ご存知の方も多いと思いますが債務整理という法的な方法が有効です。整理の種類はいくつかありますが、いずれの場合も債務者自身が支払えなくなったということを金融機関に伝えるものですから、信用力が落ち、一定期間(3年から7年。場合によってはそれ以上。)融資を受けることができません。借金の連鎖を断ち切るために必要な冷却期間です。

まずは債務者自身に我々司法書士に相談するよう勧めてみてください。もし、説得が難しいようでしたらまずはご家族の方からでも結構です。実際、ご本人ではなくご家族の方が最初に相談の電話をかけてこられるケースも少なくありません。

たとえ親(子)であっても借金の肩代わりをする義務も義理もありません。家族全体の幸せを考えることが大切です。

#### ■ 女性のための債務整理

- ① ご主人に借金があることを話しておらず、知られずに何とかしたい。
- ② ご主人に頼まれて借金を背負う羽目になった。
- ③ 家族に勝手に消費者金融のカードを作られて自分名義の借金ができてしまった。
- ④ エステで高額なローンを組まされてしまった。
- ⑤ 即売会で高額な着物を何枚も買ってしまい、支払い切れなくなってしまった。

女性はとかく一人でがんばり過ぎる傾向があります。自己を犠牲にさえすればいつか借金地獄から抜け出せるはず、とお考えになっている方も多いことでしょう。その我慢強さがかえってあだになることもあるのです。当事務所では借金整理の方法、その整理を一過性のものに終わらせないための支出内容の見直しまでを所長の小宮山が責任を持って提案、指導いたします。

#### ■ 公務員の方

公務員の方の借金にはいくつか特徴があります。

- ① 借金の額が大きい。
- ② 消費者金融などの他に共済から既に借り入れ済みで、月々の手取りの収入が少ない。
- ③ 現在の職を大切にしたい。

一般に人がうらやむような「公務員」という安定した地位が、借金をすることによって裏目に出てしまったわけです。よほどのことがなければ職を失ったり、収入が減ったりすることがなく、また多額の退職金も当て込んで、金融業者はあなたの月収に不対応な額を貸し付けていることが多いのです。

このような条件の中で解決への道筋を見つけることは非常に困難ではありますが、しかしそれは可能です。これまでも多くの方に、職場に知られることなく、実現可能な完済プランを提示してまいりました。何もせずただ手をこまねいては借金が増えるばかりか、職場に対し金融業者からの電話が入るのではという不安も膨らんでいきます。

#### ■ 債務整理に関する信用情報(借金に関する個人情報)

Credit Information Network の略で「クリン」と呼んでいます。これは、(社)日本クレジット産業協会、全国銀行協会、全国信用情報センター連合会の三者、および三者と関係を有する各個人信用情報機関((株)日本情報センター、(株)シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター)によって、多重債務の防止と健全な消費者信用の発展のために設立された三者協議会が、大蔵省(現:金融庁)および通商産業省(現:経済産業省)の指導を受けて構築した個人信用情報の交流システムです。



情報機関	特徴
株式会社日本情報センター(JIC)	消費者金融専門家等
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	信販会社・家電メーカー系クレジット会社・自動車メーカー系クレジット会社・リース会社・百貨店・量販店・専門店会等
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	銀行・信用金庫・信用組合・農業共同組合・銀行系クレジットカード会社・保証会社・住宅金融公庫等

昭和62年3月より、(株)日本情報センター、(株)シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センターの三機関がその運営にあっており、それぞれの個人信用情報機関が保有する個人信用情報のうち、延滞に関する情報および各個人信用情報機関にご本人が申告した本人確認書類の紛

## 資) 借入金整理の方法 R01.06.05-2.0

失盗難に関する情報などを交流しています。

各個人信用情報機関の会員会社は、加盟する個人信用情報機関を通じて、この「CRIN」を利用することにより、消費者への過剰貸付の防止、多重債務者の発生防止に、より一層の効果をあげることができます。なお、三者協議会では、個人信用情報機関が取り扱う個人信用情報の保護に関する諸原則を定め、適正な業務を行うため、「信用情報機関における個人信用情報保護に関する指針」を策定しました。

## 7. 債務整理費用

概ね下記の費用が発生します。

## ■ 任意整理費用

項目	概算費用
着手金	0 円
報酬金	39,000 円〔債権者 1 件につき〕
減額報酬	0%〔減少額に対する〕※期間限定

## ■ 援助立替料金(要審査)

区分	債権者	概算費用	要件
任意整理	1 件	39,523 円	収入要件等で利用可能/毎月一律 5,000 円支払のみ
任意整理	2 件	49,523 円	
任意整理	3 件	79,047 円	
任意整理	4 件	99,047 円	
任意整理	5 件	123,809 円	
任意整理	6~10 件	163,809 円	
任意整理	11~20 件	188,571 円	
任意整理	21 件以上	213,333 円	

## ■ ヤミ金融等

項目	概算費用
着手金	29,000 円~49,000 円〔1 件につき〕
報酬金	0 円
着手金	19,000 円〔1 件につき〕

## ■ 特定調停費用

項目	概算費用
着手金	19,000 円〔債権者 1 件につき〕

## ■ 民事再生費用

(小規模個人再生)

## 資) 借入金整理の方法 R01.06.05-2.0

項目	概算費用
着手金	0 円
報酬金	195,000 円
事務手数料	9,000 円〔債権者 1 件につき〕

## (給与所得者等再生)

項目	概算費用
追加費用	50,000 円〔小規模個人再生の報酬金に追加〕

## (住宅ローン特則)

項目	概算費用
追加費用	50,000 円〔小規模個人再生の報酬金に追加〕

## (援助立替料金(要審査))

項目	概算費用
民事再生	119,047 円収入要件等により利用可能／毎月一律 5,000 円支払いのみ

## ■ 自己破産費用

## (同時破産廃止)

項目	概算費用
着手金	0 円
報酬金	195,000 円
事務手数料	9,000 円〔債権者 1 件につき〕

## (破産管財事件)

項目	概算費用
追加費用	50,000 円〔小規模個人再生の報酬金に追加〕

## (援助立替料金(要審査))

区分	債権者	概算費用	要件
自己破産	20 社以下	96,190 円	収入要件等で利用可能／毎月一律 5,000 円支払いのみ
自己破産	21 社以上	106,190 円	



## お問い合わせ

経営コンサルタント事務所

ダイナミック ビジネス ブレイン 株式会社

〒981-3136 宮城県仙台市泉区将監殿 4-8-2

(TEL)022-344-6402 (FAX)022-344-6403

(E-mail) info@dynamic-bb.com